

平成28年9月定例会 地方創生対策特別委員会(事前)

平成28年9月23日(金)

[委員会の概要]

中山委員長

ただいまから、地方創生対策特別委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。

付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【説明事項】

- 提出予定案件について(資料①)

【報告事項】

- 「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産「暫定一覧表」追加記載に向けた「提案書」の提出について(資料②)
- 消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの徳島移転について(資料③)
- 「とくしま障がい者雇用促進行動計画(第4期)」の策定について(資料④⑤)
- 平成27年度観光振興施策の実施状況について(資料⑥⑦)

七條政策創造部長

9月定例会に提出を予定いたしております地方創生対策関係の案件につきまして御説明申し上げます。私からは、歳入歳出予算の総括表及び政策創造部関係について御説明を申し上げ、引き続きまして、各所管部から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、お手元に御配付の地方創生対策特別委員会説明資料の1ページをお開きください。平成28年度一般会計予算案でございます。まず、一般会計の補正総額は、総括表一番下の計欄、左から3列目に記載のとおり26億5,339万4,000円の増額をお願いしております。補正後の予算総額は、その右の欄のとおり239億9,382万7,000円となっております。補正額の財源につきましては、財源内訳欄の括弧内に記載のとおりでございます。

続きまして、政策創造部関係につきまして御説明申し上げます。総括表の一番上の政策創造部の欄でございます。政策創造部の補正額は、左から3番目の欄に記載のとおり950万円の増額をお願いしており、補正後の予算総額は、その右の欄のとおり4億2,347万1,000円となっております。

次に、政策創造部の各課別の主要事項につきまして御説明申し上げます。3ページをお開きください。地方創生推進課でございます。上から2段目の計画調査費の摘要欄①地方創生加速化支援費のア及び②地方創生の深化のための支援費のア、新規事業、「v s 東京」実践事業EXTRA STAGEでございますが、東京オリンピック・パラリンピックに藍色のエンブレムが採用され、注目の集まる阿波藍の情報発信や、国において規制緩和が

進められております民泊に関する気運醸成を図るための経費として950万円を計上いたしております。補正後の地方創生推進課予算総額といたしましては8,002万円となっております。提出予定案件の説明は以上でございます。

続きまして、この際、一点、御報告申し上げます。「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産「暫定一覧表」追加記載に向けた「提案書」の提出についてでございます。お手元の資料1を御覧ください。四国八十八箇所霊場と遍路道の世界遺産登録につきましては、平成18年に初提案し、平成20年9月に文化庁から、候補資産としては最も高い評価を受ける一方、資産の保護措置と顕著な普遍的価値の証明といった課題が示され、その後、約10年にわたり、四国4県の産学民官が一体となって、課題解決に取り組んできたところがあります。その結果、阿波遍路道が国史跡指定されるなど、課題解消の見込みが立ったことから、去る8月8日、宮田亮平文化庁長官に対しまして、提案主体である四国4県と関係58市町村を代表し、飯泉知事をはじめ、四国4県知事が、これまでの取組の成果をまとめた提案書を提出いたしました。今後とも、暫定一覧表への追加記載に向けて、四国4県が一丸となり、しっかりと取り組んでまいりますので、引き続き、委員各位の御理解と御協力をお願いします。報告事項は、以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

小原危機管理部長

9月定例会に提出を予定しております危機管理部関係の案件につきまして御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。危機管理部の一般会計につきましては、補正額の欄の2段目に記載のとおり500万円の増額をお願いしており、補正後の予算額は2,300万円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。補正予算の課別主要事項について御説明申し上げます。消費者行政推進課でございます。消費者行政推進費の摘要欄①のア、新次元消費者行政創造拠点推進事業では、消費者庁等による新次元の消費者行政創造拠点の円滑な設置運営をはじめ、この拠点が十分に機能を発揮できるよう、県としてしっかりとサポートするため、県内での新たな消費者行政や消費者教育の展開に向けた調査などを実施する経費として500万円を計上いたしております。危機管理部関係の提出予定案件は、以上でございます。

続きまして、この際、一点、御報告申し上げます。消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの徳島移転についてであります。お手元に御配布の資料2を御覧ください。去る9月1日、安倍総理を本部長とするまち・ひと・しごと創生本部において、政府関係機関の地方移転に係る今後の取組についてが決定をされました。このうち、消費者庁等の移転につきましては、消費者行政新未来創造オフィス(仮称)を平成29年度に本県に開設し、周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析、研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施していくこと、また、本県において、主として関西、中国、四国地域の対象者を中心とした研修等や、徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施すること、そして、3年後をめどに検証し、見直しを行うことが明記をされました。これまで、要請活動を熱心に展開していただいた議員各位に、深く感謝申し上げます。今後とも、新拠点の整備と新次元の消費者行政の創造に向け、

消費者庁を全力でサポートいたしますとともに、全庁一丸となって、消費者庁等の全面移転に向けた取組を推進してまいりますので、引き続き、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提出予定案件の説明及び報告事項は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

岡田商工労働観光部副部長

9月定例会に提出を予定しております、商工労働観光部関係の案件につきまして御説明申し上げます。お手元の委員会説明資料の1ページをお開きください。一般会計予算についてでございます。商工労働観光部につきましては、補正額欄の3段目に記載のとおり1,900万円の増額をお願いしており、補正後の予算総額は、合計で21億3,382万2,000円となっております。財源内訳は上段に括弧書きで記載のとおりでございます。

次に、当部補正額の課別主要事項につきまして、御説明申し上げます。6ページをお開きください。観光政策課でございます。計画調査費の摘要欄の①地方創生の深化のための支援費のア、「阿波藍」魅力発信事業として、更なる観光誘客や物産振興を図るため、徳島阿波おどり空港やJR徳島駅等において、阿波藍の製品を展示いたしますとともに、流行情報雑誌等を活用した効果的な魅力発信を行う経費として、新たに800万円をお願いするものでございます。また、イ、空がつなぐ!とくしま観光魅力発信事業として、去る8月5日に包括連携協定を締結した日本航空とのタイアップによりまして、羽田空港において、阿波藍ファッションショーを開催する経費として、新たに400万円をお願いするものでございます。摘要欄の②地方創生加速化支援費のア、空がつなぐ!とくしま観光魅力発信事業では、観光誘客や県産品の販路拡大を図るため、航空会社の国内就航先における旅行会社向け商談会や日本航空本社での観光プロモーション等を実施する経費といたしまして、新たに700万円をお願いするものでございます。商工労働観光部におきまして、今議会に提出を予定しております案件につきましては以上でございます。

続きまして、この際、二点、御報告させていただきます。第一点目は、「とくしま障がい者雇用促進行動計画(第4期)」の策定についてでございます。お手元に、資料3として計画素案の概要を、また、資料4といたしまして計画本体の素案をお配りさせていただいております。このうち、資料3に基づき、御説明させていただきます。障がい者雇用促進行動計画第3期の計画期間が今年度末をもって終了いたしますことから、障がい者雇用の更なる促進を図るため、新たな行動計画を策定するものでございます。計画期間は、平成29年度から平成30年度までの2年間としております。現在、関係者の皆様の御協力等によりまして、平成27年6月の、県内における民間企業の障がい者雇用率は、法定雇用率を上回る2.04パーセントとなっております。新たな計画素案における目標は、引き続き法定雇用率を上回るものとしております。また、重点項目といたしまして、障がい者雇用の推進に向けた気運の醸成、企業等との協働による障がい者雇用の推進、職場定着に向けた取組の充実を三つの柱とし、障がいのある人の働きたいを実現し、働き続けることのできる社会の実現に向け、取り組んでまいります。今後、県議会での御論議や、パブリックコメントにおける県民の皆様からの御意見を踏まえ、年内の策定を目指してまいります。

続きまして第二点目は、平成27年度観光振興施策の実施状況についてでございます。も

てなしの阿波とくしま観光基本条例の規定に基づき、平成27年度における徳島県観光振興基本計画(第2期)の事業の検証結果について御報告いたします。お手元に資料5として概要版を、また、資料6として全体版をお配りさせていただいております。このうち、資料5に基づき、御説明させていただきます。第2期基本計画では、下段七つの基本方針をベースラインとするとともに、上段の三つの核となる重点施策を戦略的に実施することとしております。平成27年度におきましては、秋の阿波おどりの開催や旅行会社に対する宿泊費、バス経費の助成、コンベンション主催者への助成、外国人観光客の誘客促進のための香港、台湾の旅行会社やメディアを招へいしたPR等に取り組んだところでございます。なお、上段重点施策の3、訪日外国人2,000万人時代に向けた取組につきましては、新たな政府目標を踏まえ、訪日外国人4,000万人時代に向けた取組へと変更することにつきまして、去る9月2日開催の観光審議会において、御了承を頂いたところでございます。今後とも、基本計画に基づく各種施策を積極的に推進し、観光振興による地域経済の活性化を目指してまいります。説明及び報告については以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

松本農林水産部長

それでは、お手元にお配りしております地方創生対策特別委員会説明資料によりまして、農林水産部関係の提出予定案件につきまして御説明を申し上げます。まず、資料の1ページをお開きください。平成28年度9月補正予算案でございます。歳入歳出予算の総括表でございますが、一般会計につきまして、補正額欄の4段目に記載のとおり1,200万円の増額をお願いするものでございまして、補正後の予算総額は19億3,233万6,000円となっております。補正額の財源内訳につきましては、右欄括弧内に記載のとおりでございます。

次に、7ページをお開きください。課別主要事項についてでございます。もうかるブランド推進課関係でございますが、1段目の計画調査費の摘要欄①、藍・食藍推進プロジェクト事業でございます。東京オリンピック・パラリンピックのエンブレムが藍色の組市松紋に決定されたこの機会をチャンスと捉え、徳島藍の認知度向上や生産拡大を図るため、栽培農家の育成・確保対策や食用藍の商品開発、販路拡大などを支援する経費として700万円の増額をお願いするものでございます。

続きまして8ページをお開きください。水産振興課関係でございますが、2段目の水産業振興費、ア、鳴門わかめ認証制度推進事業におきましては、本年5月に策定いたしました徳島県鳴門わかめ認証制度の事業推進に関する指針に基づき、認定加工事業者の数を増加させるため、事業者に対して、加工履歴の管理を推進するための経費として500万円の増額をお願いするものでございます。以上で提出予定案件の説明を終わらせていただきます。なお、農林水産部関係の報告事項はございません。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

東村県土整備部副部長

続きまして、県土整備部関係の提出予定案件につきまして御説明申し上げます。それでは、お手元の委員会説明資料1ページをお開きください。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。表の補正額欄、下から2段目に記載しておりますとおり、今回、県土整備

部におきましては26億789万4,000円の増額をお願いしております。補正後の予算額は、県土整備部合計で194億8,119万8,000円となっております。また、補正額の財源につきましては、右の財源内訳欄に括弧書きで記載してございます。

続きまして10ページをお開きください。各課別の主要事項説明でございまして、まず、道路整備課におきまして、緊急地方道路整備事業費等、道路改築や補修などに要する経費として20億8,389万4,000円の増額をお願いしております。

続きまして、都市計画課におきまして、緊急地方道路整備事業費として7,250万円の増額をお願いしております。

次に運輸政策課におきまして、港湾改修事業費として5,250万円の増額をお願いしております。

11ページを御覧ください。次世代交通課におきまして、新規事業、とくしま航空乗継ネットワーク利用促進事業として、徳島阿波おどり空港の利用拡大を図るための経費200万円の増額をお願いしております。

高規格道路課におきまして、緊急地方道路整備事業費等、道路の建設や改築などに要する経費として3億9,700万円の増額をお願いしております。

次に12ページをお開きください。その他の議案等といたしまして、変更請負契約でございまして、ア、一般国道195号道路改築工事出合大橋上部工に係る変更請負契約でございまして、この工事につきましては、上部工の架設工法を変更したことに伴い、契約金額の増額変更をお願いするものでございまして、県土整備部関係の説明事項は以上でございまして、

なお、報告事項につきましては、特にございませぬ。御審議のほど、よろしく御願い申し上げます。

中山委員長

以上で説明等は終わりました。これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力をよろしく御願いいたします。

それでは質疑をどうぞ。

山田委員

私のほうからは数点、聞いていきたいと思っております。まず、議案の関係で、新次元消費者行政創造拠点推進事業、広報で50万円それから調査等で450万円というふうにかかれておりますけれども、この中身を具体的に御説明いただけませんか。

勝間消費者行政推進課長

ただいま、山田委員から、今回、9月補正として提出を予定しております新次元消費者行政創造拠点推進事業の中身につきまして御質問を頂いたところでございまして、今、委員から御質問いただいたとおり、この事業につきましては、県民への広報、それから調査事業という二本立てでございまして、もともと、この事業につきましては、今回のまち・ひと・しごと創生基本方針それから消費者庁の概算要求等々の状況を受けまして、新たに設置されます新次元の消費者行政創造拠点の円滑な設置及び運営、さらに拠点が円滑に機能で

きるように準備を進めていこうとするものでございます。まず、県民への広報といたしましては、新次元の消費者行政推進拠点の意義を分かりやすく説明する広報資料を作成いたしまして、関心の高い県民の方々が集まる会議やイベント等での配布・説明をするとともに県のHPにも掲載し、県民の御理解の促進に努めてまいりたいと思っております。それから調査事業でございますけれども、今度新たに整備される予定であります新拠点が、その機能を十分に発揮できるような支援体制づくりにつながるように、県内における市町村や教育研究機関あるいは事業所、団体などで消費者行政あるいは消費者教育がどういう取組をなされているのかという展開可能性について調査をするとともに、その調査を通じて、それぞれの分野でのキーマンを発掘し、ネットワーク化につなげていきたいと考えており、予算案を提出させていただいております。

山田委員

今、概要を聞いて、これからずっとこの中身については議論を本会議や各委員会等々で進めていかないといけないと思っております。そこで、今回は事前委員会なので、先ほど来報告がありました、この消費者庁、消費者委員会、国民生活センターの徳島移転の様々な実証実験が行われたわけですが、その関係で聞きたいんですけれども、この滞在の消費者庁、国民生活センター、そして徳島県が、この間、この移転に関して要した経費というのは一体どれくらいなのかということについて御答弁ください。

勝間消費者行政推進課長

ただいま、山田委員のほうから、今回、消費者庁それから国民生活センターの実証実験、まあ業務試験とか試験移転とか言われてますけれども、それに要した経費についての御質問でございました。国民生活センターの分につきましては、現在精査をしているところでございますけれども、おおよそ185万円でございます。それから、7月に実施いたしました消費者庁の業務試験に支出した経費につきましても現在精査中ではございますけれども、おおよそ153万円でございます。

山田委員

この数字はちょっと違いますよね。私らは、直接、消費者庁や国民生活センターに出向いて、今回かかった徳島県における試行的滞在時に要した経費ということで頂いてます。当然、県のほうは、連携をとってるわけだから、我々にも頂けるような資料なんで、当然、この消費者庁、国民生活センターの数値というのは把握されて当然だと思うんですけれども、把握されてないんですか。

勝間消費者行政推進課長

先ほどの答弁に補足させていただこうと思うんですけれども、先ほどの金額につきましては、県として支出した金額について申し上げたところでございます。そのほか、消費者庁、国民生活センターで支出した経費につきましては、8月23日に、それぞれの機関が、国の消費者委員会に報告した資料がございまして、それによりますと、今回、5月以降支出した金額につきましては、おおよそでございますけれども3,439万円と承知している

ころでございます。

山田委員

もう少し具体的にお願いしたいんですけども、8月23日時点で、消費者庁はどれくらい、国民生活センターはどれくらい、県はどれくらい、総額これくらいということについて答弁いただけますか。

勝間消費者行政推進課長

ただいま、委員のほうから内訳というお話でございました。まず、それぞれの経費については精査中ということではございますけれども、まず消費者庁でございます。消費者庁について7月の試行的滞在、業務試験に要した経費といたしましては、お伺いしているのは2,761万6,000円と聞いておるところでございます。それから、国民生活センター、5月以降試験的な実施がなされておりますけれども、その総額については676万9,000円余りと聞いておるところでございます。それに対応する県のほうの支出金額でございますけれども、これも精査中でございますけれども、合わせまして338万円でございます。

山田委員

これについては、消費者庁が2,761万6,000円、国民生活センターが676万9,524円、計で3,438万5,524円というふうに聞いております。大体今の数字ですね。県のほうは338万円、短く限定したらそういうことですがけれども、関連の予算で当初2,000万円ほど出しておりますよね。そのほうの予算執行は全部済んだんですか。

勝間消費者行政推進課長

今回の消費者庁の業務試験に係りまして、私どものほうで政府機関徳島移転調整費として当初予算の分でいきますと800万円計上させていただいております。そのうち、今回の業務試験の分で、先ほど申し上げました338万円の部分が執行予定という形になっているところでございます。

山田委員

そしたら800万円の予算を計上しておったと、全体では2,000万円ぐらい消費者庁関係でしておったと思うんですけども、地方創生推進課のほうも含めて、いろんな方面のトータルで。その中で、338万円は執行したということだったんですけども、その関係ですね。一体どれだけの経費をこの間、使ってきて、どれだけの経費が残っているんだということについて明確な答弁いただけませんか。

勝間消費者行政推進課長

ただいま、山田委員のほうから御質問いただきました。まず、当初予算の分でございませうけれども、私どものほうでは消費者庁等移転実施計画策定事業というものを当初予算に計上させていただいております。その部分につきましては1,000万円でございますけれども、これはもともと移転の際の、どのようなレイアウトにするとか、そういった計画経費でござ

ございますので、そのまま残っておるような状況でございます。それともう一つが政府機関徳島移転調整費として計上させていただいている部分でございます。これにつきましては、3月に業務試験の要する部分がございます。これにつきましては200万円計上させていただきましたまして、残り今年度の当初予算につきましては800万円を計上させていただいているというところでございます。そのうち、直接的に、今回、業務試験として執行した分については、先ほど申し上げましたとおり338万円でございます。

山田委員

そういうことでいえば、まだこれの分では予算が残っているということですね。これをどういう点で、この後使われようとしているんですか。その中身について教えてください。

勝間消費者行政推進課長

山田委員から、今後の執行予定というお話でございました。まず、政府関係機関の移転調整費につきましては、7月の分の精査をしていくとともに、国民生活センターの研修の分も含まれておりますので、これからその分も見越して、順次、国民生活センターのほうとも相談しながら執行をしていきたいと考えているところでございます。それから、消費者庁等移転実施計画につきましても9月頭に、先ほど報告させていただきましたとおり方針が決まりましたので、この方針に基づきまして、消費者庁と相談をさせていただきながら県のほうで対応すべき事項につきましては、その金額でしっかりと対応していきたいと考えているところでございます。

平井地方創生推進課長

一点だけ補足をさせていただきたいと思えます。勝間課長のほうから200万円の3月分の業務試験の経費を計上させていただいていると御説明を申し上げました。その執行額といたしましては131万円ということで整理をいたしております。その上で、先ほど勝間課長からお話でございました7月分の施行経費として338万5,000円があるという整理をいたしているところでございます。

山田委員

いろいろ答弁があって、私も頭の中を整理するのが大変なので、後で結構ですから、紙にまとめて、頂きたいと要請して、次の質問に移ります。

今はお金のことについて聞いてきたんですけれども、当然、今回は7月の施行結果が消費者庁や国民生活センターから出ております。まず消費者庁について、この施行の結果での課題、どのように指摘されているんですか。

勝間消費者行政推進課長

今、7月の業務試験の評価について御質問を頂いたところでございます。7月の業務試験の評価については、最終的に、先ほど部長のほうからも報告させていただきました9月1日のまち・ひと・しごと創生本部の中で政府関係機関の地方移転に係る今後の取組というものが決定されているところでございます。その中におきまして、この業務試験等の取

組に対しましては、「消費者教育、倫理的消費に関する先進的かつ熱心な取組及び消費者庁の取組に協力する強い意欲が確認された」と、それから「実証フィールドを確保することによって、実証に基づいた政策の分析研究機能の強化に寄与する可能性が見られた」というふうな非常に高い評価を頂いたものと考えておりまして、それが今回、方針の中で、仮称とはなっておりますけれども、来年度の消費者行政新未来創造オフィスの設置につながっていったものと考えているところでございます。

山田委員

これだけ聞いてると、すごいよなと、高い評価を得られたというふうに言われてます。しかし、意識的に、一方ではという課題の部分は述べられませんでした。私のほうから紹介しておきますけれども、これは消費者庁の政府関係機関の地方移転に係る今後の取組についての正式文書です。この中で、「一方、現時点では、政府内の各府省共通のテレビ会議システムが整備されておらず、徳島県から東京や全国へのアクセス面の課題もあるなかで、消費者庁が行ってきた国会対応、危機管理、法執行、消費者行政の司令塔機能、制度整備等の業務については、迅速性、効率性、関係者との日常的な関係の構築等の点で課題が見られた。テレビ会議システム等を活用したやり取りにおいては、1対1や一方向のやり取りは問題ないが、多人数での意見調整には課題が見られた。」、こういうふうな評価になっておるんですけれども、勝間課長、なぜこの一方の課題のほうは答弁されなかったんですか。またこれを県はどういうふうに見止めているんですか。

勝間消費者行政推進課長

まず、まち・ひと・しごと創生本部の決定の中で課題が指摘されているというのは十分承知をしております。先ほどの答弁につきましては評価ということでございましたので、その部分をピックアップして申し上げたところでございます。課題につきましては、山田委員から御指摘のありました政府内の各府庁共通のテレビ会議システムが整備されていないこと、あるいはアクセスの問題ということが指摘されておりますけれども、その政府決定におきましても、これらにつきましては、交通通信網、あるいは消費者行政を支える人的資源とそのネットワーク、さらには政府内の各府庁の共通のテレビ会議システムの整備状況等を踏まえまして、3年をかけて見直し・検証をされるということになっております。この、せっかく与えられた3年間に有効に活用いたしまして、消費者庁あるいは国民生活センターの取組を我々として全面的にサポートしていく中で、着実に課題解決に向けた取組をしっかりと行ってまいりたいと考えているところでございます。

山田委員

この中身は非常に重くって、我々消費者庁の関係者の皆さんとも懇談をいたしました。これは総務委員会でも、全面移転かという議論があって、平井課長のほうからも答弁がありました。これについては、るる、本会議や付託委員会のほうでも聞いていきたいと思うんですけれども、いずれにしても、消費者庁の課題、非常に重たいものがある。しかし今回の新しい業務は、これから3年間するけれど、こういうふうなことが果たしてできるのかという点は引き続き検討していきたいと思っております。同時に国民生活センターの研修業務

の課題についてはどういうふうに指摘されているんですか。

勝間消費者行政推進課長

今、山田委員から国民生活センターでの業務についての課題ということでございましたけれども、これにつきましても、正にまち・ひと・しごと創生本部の決定の中におきまして書かれている所がございます。それを見ますと、受講生への地域的な偏りあるいは負担の増加等々がございますけれども、その一方では、受講生から、近隣で参加しやすくなったという意見もあったというまとめになっております。今のは研修の業務でございますけれども。もう一つ、商品テストにつきましても、機器、設備が不十分でありますとか複数施設に分散しているというようなこと、それから保秘の維持等々についての指摘がございます。しかし一方では、徳島県の協力により、テストに使用する商品の収集が円滑にできたということで評価を頂いているところでございまして、その結果、国民生活センターの研修につきましても、主として関西、中国、四国地方の対象者を中心とした研修を継続するという結論を示していただいておりますし、商品テストにつきましても、相模原では実施できなかった先駆的な商品テストのプロジェクトを徳島でやっていくんだというような方針が示されたところでございます。

山田委員

この点でもう一点だけ確認しておきたいんですけれども、前の6月の付託委員会の中で議論をしたわけですけれども、7月の消費者庁の主な業務内容の中にも徳島弁護士会等の意見交換というのも入っています。当然、県にとっても非常に重要な、また様々な皆さんから聞いたら、県のほうも非常に熱心に徳島弁護士会の皆さんにも働き掛けてきたということで、県と徳島弁護士会の弁護士の皆さんとの接点というのは非常に多岐にわたってたくさんあるという状況なんですけれども、徳島移転について、徳島弁護士会がどういうふうな対応をされたか。6月の時は承知しておりませんと勝間課長が答弁されました。その後、時間がたちました。いまだに承知していないと、そういう状況なんですか。

勝間消費者行政推進課長

今、7月の業務試験の中で、消費者庁のほうで徳島弁護士会との意見交換会を行ったとの指摘がございました。これらにつきましては、消費者庁が独自に行っていると聞いておるところでございますので、私どもといたしましては、その中身につきましては承知していないというところでございます。

山田委員

そんなこと聞いてない。6月の付託委員会の時に、徳島弁護士会が消費者庁の徳島移転についてどういうふうな対応をされているんですかと言ったら、勝間課長は、そのことは承知しておりませんと答弁をされた。徳島弁護士会は、この消費者庁の徳島移転について、何らかの対応を、皆さんも働き掛けたじゃないですか。その結果を聞いてないんですか。承知してないんですか。今日もそういう答弁なんですか。そしたらもう本会議で聞かないと仕方がない。明確に御答弁ください。

勝間消費者行政推進課長

徳島弁護士会の意見についてでございますけれども、それぞれの団体が考えられること
でございます。意思決定につきましては、それぞれの団体で表明されるものと考えており
ますので、現時点では承知していないという状況でございます。

山田委員

とても信じられないような答弁だった。既にこれは消費者新聞等々でも報道されてます。
確認すれば分かるじゃないですか。是非ともそれは確認をお願いしたいと強く求めておき
たいと思います。

国民生活センターのほうに戻りますけれども、国民生活センターが受講者の負担及び派
遣元の自治体の負担等々のアンケートを採っておりますね。このアンケートの結果、端的
に御報告ください。

勝間消費者行政推進課長

今、山田委員から、国民生活センターが実施をしております研修業務の受講者のアンケ
ートということでございました。これにつきましては、国民生活センターのほうで独自で
実施をされておるといところでございます。それを見ますと、例えば、仮に徳島に移転
した場合、移転後の負担、例えば費用、体力、時間等について、約3分の2の方々が重く
なると、やや重くなると回答されているところでございます。移転した場合の研修受講回
数について、回答者の約6割が減少する、やや減少すると回答をされていると資料ではで
ているところでございます。

(「派遣元の負担は」と言う者あり)

派遣元の負担について、約8割が重くなる、やや重くなると回答しているところでござい
ます。

山田委員

派遣元自治体の負担等のアンケートは、実は地方公共団体の担当課及び消費生活センタ
ー等で1,308か所に対してアンケートし、1,013か所回答を頂いたと。徳島県での実施の検
証に関して職員、消費生活相談員の派遣の有無、予定について、約9割が派遣しておらず、
派遣の予定もないと回答したという点ですね。及び、全国の消費者行政担当課、消費生活
センター等を対象としたアンケートでは、仮に国民生活センターが徳島へ移転した場合の
参加者については、約3割が減少、約4割が参加できない、つまり移転した場合の負担に
ついては4分の3が重くなると、やや重くなると。こういう結果が既に示されてます。こ
ういうことからして、本当に今回の、これから3年後にと、これは付託委員会等々でも議
論していかないと、地方創生に役立つのかと。徳島県の地域の活性化について別のところ
に予算や知恵を使うべきでないかなと。私どもはそういう視点でシンポジウムをやったり、
各省庁や各団体の皆さんとも意見交換をしたりということで進めております。これにつ
いては一般質問や付託委員会等でも更に質問を重ねていきたいと思っております。

次に、観光の関係について聞いておきたいんですけれども、この平成27年度観光振興施

策の実施状況、かいつまんで、これによって何が分かったんですか。

松崎観光政策課長

観光振興基本計画につきましては、もてなしの阿波とくしま観光基本条例の規定に基づきまして観光の振興に関する施策を戦略的、積極的に推進するため、平成27年3月に、平成27年度から平成30年度までの4年間を計画期間とする第2期の計画を作成したものでございます。本計画におきましては、第一期計画の七つの基本方針をベースラインに、観光目的客の取組、ビジネス目的客の取組それから訪日外国人2,000万人時代に向けた取組を三つの核となる重点施策として新たに位置付け、戦略的に施策展開を図ることとしております。結果、平成27年度におきましては、個人旅行の誘客促進につながる施策や取組によりまして、観光入込客数は対前年15万人増の1,990万人を記録し、コンベンション誘致の促進につながる施策の取組によりまして、延べ1,000泊以上の大会誘致件数は4割増を記録、また外国人観光誘客の推進によりまして、外国人延べ宿泊数は対前年2万2,000人増の約5万8,000人を記録するなど、成果が出てきたところでございます。この中で、各委員さんからいろんな御意見を頂きまして、今後とも、観光誘客について頑張っていくようにいろいろ御意見を頂くところでございます。

山田委員

今、るる説明されたけど、書いていることを言われたんだけど、私が聞いているのは、この平成27年度、松崎課長が前の委員会で、対前年より大幅に減った延べ宿泊者数の原因検証を今後してみたいという話もありました。この関係で、平成27年度の、今日報告もらったのはどうなのかというのが一点。それから、前の委員会の時に、盛んに速報値だった、確定値になるまで分からないということが、仁木次長のほうからも答弁がございました。確定値が出ました。6月30日だったかな。その確定値で、徳島県及び四国の他の3県の状況について、合わせて御答弁ください。

松崎観光政策課長

宿泊統計等について御質問いただいております。まず、宿泊統計の確定値でございます。平成27年度の延べ宿泊者数につきましては、231万4,910人ということで、他県の状況につきましては……（「順位も」と言う者あり）全国47位でございました。それから四国の他県の状況でございます。香川県が407万6,570人、愛媛県が377万3,550人、高知県が281万9,870人というところでございます。ちなみに香川県が全国37位、愛媛県が全国40位、それで高知県が全国45位ということでございます。

それから、これについての検証でございます。平成27年度の宿泊者数の減少につきましては、前回の委員会でも御報告をさせていただきましたが、まず一つは四国霊場開創1200年の周年行事が終わったということと、徳島ヴォルティスがJ1であったのがJ2に降格したというところ。あと、宿泊統計調査の結果によりまして、旅館の客室稼働率は全国で非常に低い傾向にあるということでございますので、今後、宿泊関係団体と連携した商品を作りまして、キャンペーンなども打ちながら、誘客に努めてまいりたいと考えております。

山田委員

これ、仁木次長にも聞いておきたいんですけれども、この落ち込んだ確定値が出ました。仁木次長はこの前、確定値が出ないとはっきりしたことが言えないと言ってました。今、松崎課長のほうから答弁いただいたわけなんですけれども、徳島県の落ち込みが平成28年に入って止まっておたら心配はないんですけれども、これまた付託でも議論せんといかんなと思うんですけれども、残念ながら4月から6月と全国47位をぶっちぎりで進んでいるという状況もあって、平成27年の今日出た資料は一体何なんだと思うんですけれども、落ち込んだ原因と、それを抜本的に。四国デスティネーションキャンペーンだけを言うのでは足りないと思うんですけれども、そこらへんはどういうふうにお受け止めですか。

仁木商工労働観光部次長

平成27年の宿泊旅行統計、速報値、前回の付託委員会の時に申し上げておりました223万5,200人でした。これが確定値にならないと単純な比較は難しいということをお知らせしました。確定値は先ほど課長から申し上げましたとおり、231万4,910人、約7万9,000人ここで増えてございまして、率で言うと、速報値から確定値で3.6パーセント、少しでございまして増えたという状況でございました。それで、その分析はということで、先ほど課長から御答弁申し上げたとおりでございましてけれども、やはり四国DC、これが来年の4月から6月の3か月間、これが全国のJR6社が一体となって四国を売り出してと。そこで四国の中でも徳島が決して遅れることなく徳島の特色を出して、具体的な誘客に結びつけていかなければならない、これは非常に重要なことであると思っております。そのために、まずはコンテンツ、これはいろんな旅先がありますけれども、その中でも四国へ行きたい、また中でも徳島へ行きたいと思っただけのようなコンテンツをしっかりと作っていくこと、それから受入態勢として、特に徳島県は二次交通が弱いという部分もございまして、そこをしっかりと補完をしていく。そして、こんなコンテンツがあるのであれば行ってみたいと思っただけのためには、それが旅行者の皆さんに確実に届く必要がありますので、その情報発信を確実にやっていく、旅行会社にもやっていく、それも旅行者や旅行会社の皆さんが何を求めているのかといったようなニーズに応えられるような形で対応していくことが非常に重要であると思っております。そうしたことで、旅行商品化に確実につなげていこうと。さらに、もう一つございまして、コンベンションでございまして。このコンベンションにつきましても、一度にまとまった数の宿泊が見込める、100泊200泊、多いときには1,000泊2,000泊といったような大会もございまして。こうしたものをどんどん徳島に引き込んでいかなければならないということが非常に重要でございまして。現に大規模なコンベンションの大会につきましても、県及び県観光協会が一体となって取組を進めております。誘致推進協議会といった形で民間の皆さんも入っていただけて誘致を進めております。学会でありますとかスポーツ大会、いろんな大会の誘致を一生懸命頑張っております。その成果といたしまして、大規模な大会の件数を見ますと、この平成28年度を平成27年度と比較をいたしましても、おおむね倍程度の大会の誘致がなされておるといったことがございまして。それを裏付けますように、私ども、実は旅館やホテルの皆さん、主要な所を幾つかを定期的に回りまして、最近の宿泊の状況はどうですかと、

何か問題がありますかと、県でこのような施策をやったんですけれども、どのような施策をやればいいですかといったことを出前相談の形でやらせていただいております。そうした中で、ホテルの皆様方からのお声をお聞きいたしますと、やはり今年は特に大会の誘致で多くのお客様が泊まっていたという声をよく聞くところでございます。今後とも、受入側となる旅館ホテル業界をはじめとして、県内の観光協会の皆さんとも一緒になって、このDCを活用して確実な誘客につなげられるように、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

山田委員

今も答弁を頂きました。実は、地域活性化を考える上で、観光をずっと質問をしているんですけれども、観光業は地域再生の大きな柱の一つだと。皆さんと一緒に育んでいけないといけない事業だという立場で質問をしていっているんですね。消費者庁とはちょっと違うんですけれどもね。消費者庁はやめたらいいんじゃないかと思うんですけれども。こんなところで、地域創生ということにはつながらないのではないかということで、今日は両面を出していったんですけれども、そういうことで、引き続き、一般質問や付託委員会で質問を重ねていきたいと思っております。

元木委員

私のほうからは資料に基づいて。「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産、一覧表追加記載に向けた提案書の提出についてということで、お示しを頂いたところでございます。まず基本的なことで恐縮なんですけれども、宗教的な部分が入りますと、どうしても行政は中立性を求められるという中で、政教分離というような考え方があろうかと思っておりますけれども、行政が行うこと、それから各霊場の関係者の方々が行うこと、また一般住民がやるべきこと、こういった役割分担というものをどのように整理されておられるのかという基本的な部分をお教えいただければと思っております。

山上広域連携室長

元木委員のほうから、「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録に関しての御質問を頂きました。この世界遺産登録の推進に関しましては、四国4県の産学民官で構成いたします「四国八十八箇所霊場と遍路道」世界遺産登録推進協議会という組織を設置いたしまして、そこで一丸となって推進に取り組んでいるところでございます。特に行政に関しましては、世界遺産の推進ということで、四国遍路の文化を守るという視点から取組をさせていただいているところでございます。そのほか、それぞれ目的に応じまして、受入態勢の整備でありますとか、普及啓発といった形での取組を進めているところでございまして、受入態勢でありますとか、国のほうの機関でございます四国地方整備局を中心として、あるいはそれ以外の普遍的価値の証明ということでございまして、大学の先生なりを中心にとすることで進めているところでございます。繰り返しになりますけれども、世界遺産への取組というのは、宗教的というよりも四国の遍路文化を守るという観点から進めているところでございます。

元木委員

地元の方でも何回も自動車で回られたり、逆打ちというのにも参加されている方が多いということで、地元の方にとっても癒やしの部分もありますし非日常を感じられる部分もある一方で、外国からきた観光客ですとか四国外からこられた方にとっては観光名所の一つという側面も持ち合わせておるのかなあと感じておるところでございます。そういう中で、ちょくちょくお伺いするのが、コンクリートの舗装をしたところを歩くというのは、やはり昔の原点に戻るという意味からいうとどうかなというような話もありまして、砂利の道とか、もっと癒やしを感じられるような道づくりを、霊場と霊場を結ぶ道づくりを考えたかどうかということとか、地元住民の方々の力を借りて、ごみの問題をもっと積極的に解決してほしいとか、そういった情報もあるわけでございますけれども、こういった点についてどのようにお考えであるのかお伺いできたらと思います。

山上広域連携室長

四国遍路に関して二点質問を頂いたと思います。まず、一点目がごみの問題と、もう一点が、新しい道に関しての話であったと思うんですけれども、道の保存に関しましては、確かに委員の御指摘のとおり、既にアスファルト舗装された部分とかいうこともございますけれども、まずは行政といたしましては、まだ残っております過去の遍路道、これを国の史跡指定するなどという形でしっかりと保護していくという形で進めてまいりたいと思います。また、遍路道に関しては、先ほどからも言うておりますとおり、飽くまでもお接待の文化の保護というのを一つ大きな目標にしておりますので、道ではありますけれども、アスファルトよりはということはあるかと思っておりますけれども、まずは全体という形で、四国八十八箇所霊場と遍路道全体の文化というのをしっかりと保護を進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、ごみの問題につきましては、先ほども申し上げましたとおり、四国遍路の文化につきましては産学民官で構成いたします推進協議会というのを立ち上げまして、それぞれ役割分担する中で進めているところでございますけれども、この点に関しても、それぞれ市町村あるいは民間の方の御協力も頂きながら、受入態勢を整備するという形で、受入態勢の整備部会というのを作って進めているところでございます。

元木委員

資料にありますとおり、巡礼と訳されるものの多くは単一の聖地への参詣が大半であり、定まった複数の聖地を順番に巡る定型化した巡礼は少ないということでございます。先ほどのごみの問題とか舗装の問題も含めて、道というものにもクローズアップした積極的な取組で、海外からの観光誘客を進めていただければと思っている次第でございます。ついでなんですけれども、本県を見渡しておりますも、神社仏閣というののもかなりの数がございまして、これを生かした地方創生、観光振興というののも大事な側面なんじゃないかなと思っております。関西広域連合におきまして、関西祭．comというようなサイトを立ち上げて、各神社さんがされておられるような様々な趣向を凝らした昔から伝わるお祭りというのを新しい角度で捉え直して、関西内外の方に来てもらおうということでサイトを立ち上げているというような取組もございます。一方、各神社の関係の

方々からすると、高齢化が進んでなかなか祭り一つするのも、お世話をする人がいないというようなことで、もっともっと行政からも支援をいただけないかというお話もあるわけでございます。こういった神社仏閣を生かした地方創生について検討して、どのように取り組んでいかれるのかという点についてもお伺いをできたらと思います。

松崎観光政策課長

神社仏閣等を生かした地方創生ということで、一つは観光誘客ということがあると思います。我々、観光政策課の施策の中でも、地方のお祭り等、各情報誌等で御紹介をさせていただいているところがございますが、委員御指摘のとおり、各神社仏閣の祭りもだんだん高齢化されてきまして、規模がだんだん小さくなってきているところで、なかなか直接観光誘客に結びつけるというのは困難というふうに考えておりますが、いろんな地元の景勝地とか食とかと組み合わせまして、これから、神社仏閣の大きなくすのき等々も十分に誘客を見込めると思いますので、いろんな組合せによりまして観光誘客につなげていきたいと考えております。

元木委員

本県の誇る貴重な文化資源を有効に活用してそれを有機的に結びつけて、これまでのような文化財の保護的な目的ももちろん大事なんですけども、それを生かすという祭りですとか、ソフト面の取組ということについてもこれからしっかりと併せて取り組んでいただきまして、本県ならではの観光施策に結びつけていただきたいということを要望させていただきたいと思います。

続きまして、先ほどもお話がございました消費者庁の徳島移転について質問をさせていただきたいと思います。先ほど、小原部長からも、まち・ひと・しごと創生本部が決定した方針において、来年度、消費者庁の新たな拠点として、消費者行政新未来創造オフィスが徳島に設置されるということで御報告を頂きました。まず、6月議会以降の経過と国の方針決定に至る過程について改めて御説明いただければと思います。

勝間消費者行政推進課長

ただいま元木委員のほうから、今回のまち・ひと・しごと創生本部の決定に至るまでの6月以降の経過というお話を頂きました。まず、6月30日に県議会におかれまして、消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島移転の早期実現を求める意見書を御採択いただいたところがございます。その直後、7月4日から29日、4週間ですけれども、消費者庁長官をはじめ43名の方々、職員の方々に参加を頂き、県庁10階を舞台といたしました大規模な業務試験を実施をしていただいたところがございます。この間、7月6日には、河野前消費者担当大臣が視察のため来県されました。その際は、嘉見議長のほうから6月議会可決の意見書を直接大臣にお渡ししていただくとともに、産官学金労言の代表者で構成されております消費者庁、国民生活センター等の徳島誘致協議会からも移転を求める要請を行っていただいたところがございます。その後、業務試験の最終日に当たります7月29日に、河野前大臣から、徳島の消費者行政や徳島の消費者教育の先駆性を評価いただくとともに、新たに徳島県庁内に消費者庁の拠点を設けて、新しい消費者行政の創造の場に

したいという御発言を頂いたところでございます。その後、8月3日には内閣改造があったところでございますけれども、間髪を入れずに、8月8日には、知事それから嘉見議長をはじめとする皆様方が管官房長官へ、また翌8月9日には松本消費者担当大臣それから山本地方創生担当大臣に要請活動を行ったところでございます。この結果、冒頭、小原部長から御報告いたしましたとおり、9月1日に決定されました国の新たな文書におきまして、消費者行政新未来創造オフィスを徳島県におきまして、来年度、平成29年度の設置することが明記されたところでございます。その後、この新拠点の具体化に向けましては、9月6日には消費者庁側の川口次長をトップとする会議がございます、その会議と県との合同会議を開催し、事務的なすり合わせ作業をスタートいたしますとともに、その後、9月10日から11日にかけては山本地方創生担当大臣が、そして14日には松本消費者担当大臣が徳島県に来県されまして、新拠点の候補地であります県庁10階をはじめ、あるいは新しい働き方改革につながります神山町などを御視察なさったところでございます。

元木委員

では、今回の方針決定を県としてはどのように受け止められているのか、評価をしておられるのかということについてもお伺いをしたいと思います。

勝間消費者行政推進課長

県といたしましては、今回の国の決定につきまして、消費者庁それから国民生活センターのいろいろな御指摘等々もあったわけなんですけれども、それら全てを踏まえました形で消費者庁等の新たな在り方につなげていくものとして、また徳島移転の第一歩となるようなものとして方針を示していただいたということでございますので、大いに評価をしているところでございます。今後とも、消費者目線、現場主義に立って新拠点の整備と新次元の消費者行政の創造に向けて、消費者庁それから国民生活センターあるいは消費者委員会含めまして全力でサポートしてまいりたいと考えているところでございます。

元木委員

3年後に予定されている検証、見直しには、消費者庁の全面移転の可否も含まれているという認識でよろしいのでしょうか。

勝間消費者行政推進課長

今、元木委員のほうから、今回の方針について全面移転の可否というのが含まれているのかという御質問を頂いたところでございますけれども、3年後の検証、見直しという中には全面移転の可否というのも含まれているというふうに理解しているところでございます。その理由といたしましても、国の決定が公表されました9月2日には、松本大臣が、引き続き全面移転も含めて検討を続けるということで記者会見等々に応じているところでございまして、また14日に来県した折にも、大臣のほうから、移転を判断するまでの3年間、徳島県の側に、是非とも熱意を持ち続けてほしいという御発言があったことから、全面移転は含まれているのは明らかであると考えておりますし、国の文書の中にも、今回設置する消費者行政新未来創造オフィスの取組は、規模の拡大に向けた施行としても位置付

ける旨というものが明記をされております。この規模の拡大に、全面移転が含まれていると理解をしているところでございます。我々といたしましては、これに向け全力で取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

元木委員

今回の消費者庁の移転についてはかなりの時間を要して検討を進めていただいているということで、皆さん方の努力には敬意を表するところでございますけれども、一方において、消費者庁の職員さんの中にも、なかなかこちらに来るに当たって不都合があるというような御指摘もあるという報道もお伺いをしているところでございます。こういった消費者庁の職員の方々が働きやすい環境づくりに向けての取組という視点も大切じゃないかなと考えておりますけれども、県としてどのような取組を進めておられるのかお伺いいたします。

勝間消費者行政推進課長

今、元木委員のほうから、消費者庁の職員との情報共有や連携というお話を頂いたところでございます。先ほど申し上げましたとおり、9月6日には消費者庁とも本格的に事務のすり合わせを行っているところでございます。個々の職員の中には、徳島への移転あるいは徳島で働くことに対する不安を感じられている職員の方々もおられるかと思っております。そういう方々に対しましても、7月に業務試験をおよそ1か月実施していただいておりますので、徳島県の実状等々についても十分理解をしていただいているところではあるかと思っておりますけれども、更に、求めに応じまして、きめ細かな情報提供、徳島での暮らしに関しますサポートということをこれからもしっかりと続けてまいりたいと考えており、そういうことを通じまして、職員の方々とも交流を深め、不安を払拭してまいりたいと考えているところでございます。

元木委員

先ほども少しありましたが、関係団体ですとかあるいは消費者関連の事業所、国民生活センターが実験を行う対象となるような商品を扱っておられる事業所との連携あるいは関西広域連合として消費者庁の移転というのは応援をさせていただいているわけでございますけれども、関西広域連合構成府県市の方々の職員さんが研修で相模原でなくて鳴門を選ぶということについても御協力いただく必要があるんじゃないかなと、もっと言えば、四国そして中国、近隣府県の協力も要請すべきではないかなと感じておりますけれども、県として、協力要請についてどのように取り組んでおられるのかお伺いをいたします。

勝間消費者行政推進課長

今、近隣府県等々との連携というお話を頂いたところでございます。今回の国の方針におきましても、県内それから周辺地域、これは関西、中四国との協力の下で、今回新たな拠点、新たなオフィスを設置をしていくんだ、活動していくんだという事項が今回の方針にも明記をされているところでございます。我々としても、まず今回の国の決定の趣旨それから今後の取組について、県内市町村をはじめ、各団体にも御理解を求めていくとも

に周辺の関西それから中国四国の皆様方とも情報を共有し、新たな取組の実現に向けてしっかりと連携が取れるように、それぞれ御説明や協力の要請を地道に続けてまいりたい、そして来年度設置をされます消費者行政新未来創造オフィスが円滑に業務のスタートを切れると、そういった全面的にサポートできる態勢づくりをしっかりと作り上げてまいりたいと考えているところでございます。

元木委員

先般、我が会派でも、当時の大臣の所に要望活動を行って意見交換をさせていただきましたけれども、その中で、一点、交通アクセスの問題を少し心配をされておりました。鳴門で行うに当たって、飛行場からあるいはJR等、バス、様々な交通手段で研修を受けられる方がいらっしゃるわけでございますけれども、そのアクセスの利便性向上といった点について、県としてどういった方針で臨まれておられるのかお伺いいたします。

勝間消費者行政推進課長

今、元木委員のほうから交通アクセス、鳴門合同庁舎へのアクセスというお話がございました。交通アクセスにつきましては、鳴門合同庁舎で使用するのは国民生活センターの教育研修の業務でございます。これまで行われてきました教育研修については、言わば試験移転ということで、県のほうで全面的にサポートをしていくという形の中でございまして、まず試験的なものだというところでございますけれども、これから実施される研修につきましては、国の方針が明確に示された後ということになりますので、やはりその国民生活センターの主体性というのがこれまで以上に発揮されてくるんだろうと考えているところでございます。そういう意味におきまして、まず国民生活センターとどういう形で、アクセスについても改善が図られるのか、あるいは、例えば物理的にアクセスを向上させるという前に、今まで以上に、よりきめ細かな情報提供を、きていただく受講生の方々に提供できないか、そういうようなお話もさせていただいているところでございます。従来は試験移転ということで、情報の取扱い等々が厳しい部分もございましたが、これからは手を取り合って、受講生のためにという視点の中で国民生活センターと県とで協力し合い、そういう中でアクセスの問題も一つずつ解決できるところから順番にやっていきたいと思っているところでございます。

元木委員

例えば、海外で消費者問題が起こったときに、今まででしたら霞が関経由でその問題解決に当たってきたところをこれからは直接鳴門の国民生活センターとじかでやり合えるような時代に向けての取組が求められているんでないかなど。今日は交通アクセスについてお伺いさせていただきましたけれども、それ以外の部分も含めて、センター全体の機能強化に向けて、県としても全力で取り組んでいただきたいと思います。県議会としても、活発な論議を行いまして、今の現状に至ったというところでございますので、これからも全面移転に向けて、応援もさせていただきたいと思っておりますし、引き続き、動きを注視してまいりたいと思っております。

古川委員

私のほうからは9月補正にてでます新規事業二つについてお伺いをさせていただきます。一つ目は「阿波藍」魅力発信事業について、私も6月の委員会で阿波藍の発信とか活用とか発言させていただきましたので、この事業の内容を簡単に教えてください。

松崎観光政策課長

ただいま、委員から、「阿波藍」魅力発信事業についての内容についての御質問でございます。今までも申し上げたとおり、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの五輪エンブレムにジャパンプルーとしております藍色が採用されたことを受けまして、この度、藍色が本県を代表する阿波藍であるということを国内外に向けて発信するというこの事業を実施していきたいと考えております。まず、事業の内容でございます。まず本場徳島ということ、国内外からこられた観光客の方に知っていただくということで、空と陸の玄関口であります徳島阿波おどり空港、徳島駅などにおきまして阿波藍の装飾、製品それから芸術作品の展示等々を行いまして、まず入ってきた時に徳島は藍のまちであるということ認識していただくと、それからいろいろなポスター、ちらし、藍を使ったのぼりとか小旗とか、いろいろグッズも使いまして、各キャンペーンを行ってまいりたいと考えております。また、個人生活を刺激しますトレンドの情報雑誌等々に藍の徳島の歴史や現状、藍に取り組んでいる若者や製品の紹介などを行っていきたくて考えているところでございます。あと一点、阿波藍、これはもう体験していただくのが一番誘客につながっていくのかなと思いまして、藍染めの体験を商品化しまして、まず自分だけの商品の藍を楽しんでいただくと、それをもってまたPRをしていただくということで、まず体験型の商品をどんどん作っていきたくて考えているところでございます。

古川委員

まだまだ全国的には徳島と藍が結びついてない方も多いと思いますので、今回のチャンスを活用してしっかりと発信をしていっていただきたいと思えます。また、農林水産部のほうで進めているブランドギャラリーで、この藍の発信とか考えられておりますか。

新居もうかるブランド推進課長

古川委員のほうからブランドギャラリーの中での藍の情報発信ということで御質問を頂きました。とくしまブランドギャラリーにつきましては、昨年度から基本方針を策定するに当たって、庁内の中で若手職員によるタスクフォースを作りまして、関係各課からいろんな意見を頂いておるところでございます。この中でも当然、この藍の話も出てきておりますので、ブランドギャラリーの中ではその藍のPRについて十分検討してまいりたいと考えております。

古川委員

ブランドギャラリーも農林水産部だけでやるんじゃないかと、本当に全庁的な施設と思えますので、しっかりと連携しているところ、アンテナを高くして、いろんなことに取り組んでいっていただきたいと思えますのでよろしくお願いします。

もう一点は、鳴門わかめの認証制度、水産振興課産の事業ですけれども、認定加工業者80事業者を目指すということで、認定事業者を増やしていくことが大事だと思っております。ネックになっているのが加工履歴の管理ということで、きめ細かい対応をしていくというのはすごく大事なことだと思っております。セミナーをしたり、個別のコンサルティングなんかを考えているみたいなんですけれども、個別のコンサルティングというのはどういうものか、もうちょっと分かりやすく説明をお願いします。

来島水産振興課長

ただいま、古川委員から、9月補正でお願いしております鳴門わかめ認証推進事業についての御質問を頂きました。この認証推進事業の中では、加工履歴の普及を図るために、コンサルティング事業を考えております。具体的には、中小企業診断士の方を想定しているのですが、加工履歴をこれから付けていくという意向を持たれているところに対して、直接、中小企業診断士さんが加工場等に行っていただいて、加工履歴を付けるための指導若しくは加工履歴を付けるためのこれからの業務改善等について指導を行っていただこうというものでございます。

古川委員

そのあたりの経費はこの予算の中に入っているんですか。それとも業者持ちなんですか。

来島水産振興課長

今回、予算といたしましては500万円ということをお願いしておりますけれども、この中には、今申し上げましたコンサルティング部分について、県の負担で受けてもらおうと考えております。

古川委員

分かりました。しっかりと進めていただきたいと思います。あと、アプリなんかも開発されるということなんで、これしっかりと業者の意見も聞きながらきめ細かく使いやすいものにしていただきたいと思います。

中山委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは以上で質疑を終わります。

これをもって、地方創生対策特別委員会を閉会いたします。(11時59分)